

第3次秦野市環境基本計画案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

令和3年1月16日（土）から同年2月15日（月）まで

2 意見募集の周知方法

広報はだの2月1日号及び市ホームページ

3 計画案の公表方法

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 公民館、図書館及び駅連絡所における閲覧
- (3) 本庁舎行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 環境共生課における閲覧

4 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール及び持参の方法による

5 提出された意見の内容及びその取扱い等

内容分類	件数	意見への対応区分（※）				
		A	B	C	D	E
全体に関すること	5	1	0	1	0	3
序章に関すること	0	0	0	0	0	0
第1章に関すること	4	1	1	0	0	2
第2章に関すること	7	3	1	0	1	2
第3章に関すること	4	0	1	0	1	2
第4章に関すること	40	7	3	10	3	17
第5章に関すること	0	0	0	0	0	0
計	60	12	6	11	5	26

※ 意見への対応区分

- A：意見等の趣旨等を計画に反映させたもの
- B：意見等の趣旨等が既に計画に盛り込まれていると考えたもの
- C：今後の取組において参考にするもの
- D：意見等の趣旨等を計画に反映することが困難なもの
- E：その他（内容に関する感想・質問等）

第3次秦野市環境基本計画案に寄せられた市民等からの御意見・提案等一覧

【区分】 A：意見等の趣旨等を計画に反映させたもの／B：意見等の趣旨等が既に計画に盛り込まれていると考えたもの／C：今後の取組において参考にするもの
D：意見等の趣旨等を計画に反映することが困難なもの／E：その他（内容に関する感想・質問等）

No.	該当箇所	該当ページ	御意見・提案等の概要	区分	御意見等に対する考え方
1	第1章	8	「これらの行動に対する秦野市の考え方」について、全体的に積極性に欠ける表現（姿勢）である。「秦野市独自の～」の部分や、地球温暖化対策における「微力ながらも～」の表現は、特に消極的な姿勢として映る。 国際的な潮流を踏まえ、挑戦していくといった姿勢で臨んでもらいたい。	A	はじめに、「秦野市独自の～」の部分については、「秦野市の地域色や施策等を踏まえた内容のもの」を想定したもので、別体系で進めていくものではありません。また、ゼロカーボンについては、令和3年第1回定例会の施政方針にて、正式に表明いたしましたのでその文言を追加します。 次に、「微力ながらも～」の部分については、御意見のとおり、これから歩み出そうとする姿勢としては消極的な表現であるため、削除します。 なお、計画の推進に当たりましては、目標達成や今後の方向性を踏まえた積極的かつ野心的な姿勢を示していきます。
2	第1章	8	地球温暖化対策実行計画の分野はどのようなか。	E	第4章の第2節(P45～52)を軸に、第3節(P53～57)や第5節(P69～74)との連携を強化させた実行計画です。 二酸化炭素の排出を抑制する「緩和策」と、温暖化による気候変動の影響を回避する「適応策」に基づき、市民生活や事業活動、まちづくり等の施策体系(分野)を設定した中で、具体的な取組を検討していくものです。
3	第1章	10	計画の位置付けについて、エイジフレンドリーシティ行動計画との連携はどのようなか。	E	エイジフレンドリーシティ行動計画の目的には、高齢者の社会参加への支援、それに関わる人々との支え合い、共生していく地域づくりの推進が掲げられています。 環境基本計画では、第4章第4節(P61)に具体的取組として人や環境に配慮したまちづくりの推進を掲げ、また、同章第5節(P69)では環境未来像として多様な主体との協働をうたっていることから、間接的ではありますが結びつきを確認することはできます。
4	第1章	10	計画の期間について、近年の環境に関する動向に鑑みると10年間は長期にも感じる。 3～5年間でどうか。	B	基本的には、フォアキャストやバックキャストの思考手法を使い分けながら、前期5年での評価及び改定、後期5年での総合評価及び新規策定としています。 また、社会潮流や国内外の動向、さらには、施策の進捗・達成状況に鑑みました適時の見直しも想定しています。

5	第2章	13	10行目～「…県の水源環境保全税を活用した持続的な森林整備等が行われています。」とありますが、「森林環境譲与税」については、森林整備等に活用されていないのでしょうか。計画を拝見する市民にとっては、県税より国税に方がまだわかりやすいと思うので、「森林環境譲与税」についても記載すべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に、森林環境譲与税の記載を追加します。
6	第2章	13	森林整備の現況については記載されていますが、それに従事する人の推移についても、グラフなどで示すべきだと思います。森林面積の52%が私有林であることから、荒廃している森林で、その所有者などが整備する必要があるかと思いますが、林業者やボランティア団体会員なども高齢化していると思いますので、必然的に従事人口が減少していると思います。 今後の森林整備を推進していくためには、この従事人口の問題も解決すべきなので、折れ線グラフなどで現状を示すべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に、ボランティア団体の会員数のグラフを追加します。
7	第2章	15	表「地下水の水収支の推移」にて、平成21年度の値が「▲7,762」とありますが、前後の年度に比べ数値の増減が激しいですが、誤表記ではなく「▲7,762」なのでしょう。	E	降水量（下図）の影響を受けるため増減幅が大きくなっていますが、誤表記ではありません。
8	第2章	17	平成30年度の数値が非公表のため集計不可であり、推移としては2ヶ年度のみなので、記載しなくてもよいと思います。 それか、表「電気使用量の推移」に倣って、平成27年度から平成29年度の推移を記載すべきだと思います。	D	右表（自動車総数の推移等）と同一出典からの統一性を考慮し、現行のまま表記します。
9	第2章	18	写真「リユース！もったいないDay！」がありますが、本文内に、これがどのような目的で行われている一事業か説明がないので、記載すべきだと思います。	B	具体的取組(P55)に記載がありますが、初出しのページであることから説明文を追加します。
10	第2章	19	8行目「環境美化については…」とありますが、文章内にポイ捨て対策に関する事業などの記載がありませんが、都市環境の美化活動として市民が最も頭に浮かびやすい事柄だと思いますので、ポイ捨て対策事業を実施しているので記載すべきだと思います。	A	いただいた御意見を参考に、文言を追加します。
11	第2章	21	図「エコスクール参加人数等の推移」にて、令和元年度において、前年度から幼稚園・保育園・こども園数が増加している一方、参加延べ人数が減少しています。 本来であれば施設数が増加すれば、参加延べ人数も増加すると思	E	申し込み施設（クラス単位）の児童及び生徒数が少ない場合、延べ人数も減少します。 令和元年度においては、幼・保・こども園からの申し込みが増加した一方で、小学校からの申し込みが減少し、かつ申し込みのあったクラス人数も全

			ますが、誤表記ではないのでしょうか。		体的に少なかったことから延べ人数が減少したものです。
12	第3章	25	第3節：「ごみの減量・資源の循環により環境負荷が小さいまち」について、環境負荷を容認しているようにも受け取れる。「環境負荷がないまち」ではどうか。	B	社会経済活動の中では、環境負荷を無くすことは理想的である一方、現実的には非常に厳しい取組と考えます。 そのため、本節では、ごみの発生抑制、資源の循環、適正な処分等を着実に推進し、いかに環境への負荷を低減（最小限化）させていけるかという点に注力しており、目的は共通の認識であるものと捉えています。 なお、この表現は国の循環型社会形成推進基本法や本市都市マスタープランとも整合しています。
13	第3章	25	第3節：ごみの減量、あるいは食品ロスやレジ袋などのプラごみ対策はどのようなか。 効果的な対策を期待したい。	E	P54に担当課による具体的取組が記載されています。また、ごみの減量については、令和3年度中に改定予定の秦野市ごみ処理基本計画において、体系的に記載していきます。
14	第3章	27	重点戦略に位置付けている「気候変動への適応」について、「適応」という言葉が見慣れず違和感がある。「着眼」としたらどうか。	D	気候変動（地球温暖化）対策には、二酸化炭素の排出を抑制する「緩和策」と、温暖化による気候変動の影響を回避する「適応策」の両輪による取組が求められています。 そして、この「適応」という言葉は、気候変動適応法（平成30年制定）そのものの名称、並びに条文においても“変化を知り対応できるよう備える”という意として各所に用いられています。 つきましては、こうした背景を受けた表現であることを御理解いただくとともに、市民等へは適応策の内容はもとより、言葉の理解も含め浸透させていけるよう努めていきます。
15	第3章	27	重点戦略の取組方法はどのようなか。	E	P27に設定の背景及び取組方法、具体的取組は、P33・42（地域循環共生圏の構築）及びP47・51（気候変動への適応）に記載してあります。
16	第4章	31 (~74)	第2次計画と比較すると、約20の取組が見直され合計91個の具体的取組に集約・精査されているが、それでも量的に多いと感じる。 進行管理を図るうえで支障はないか。	C	進行管理（第5章（P80））については、毎年「環境報告書」という形式で、法的な公表義務に基づいたPDCAサイクルによる展開を図っていますが、御意見を参考に、より効果的な手法についても検討していきます。
17	第4章	32	里山ボランティアの育成について、今後、ボランティア養成研修講座について、中学生や高校生、大学生も対象として積極的な広報をして、ボランティアの若返りをしてください。そのうえで、土日に実施をすれば、高校生からすれば、大学への進学にあたって必要な課外活動として、大学生からすれば、就職活動にあたって必要な課外活動として、参加を促せるかもしれません。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。

			ぜひ、ボランティアの高齢化を防ぐためにも、積極的な事業展開をしてみてください。		
18	第4章	33	2. 学習林やイベントの開催など里地里山とのふれあい機会の4行目の「北小学校森林体験学習参加者数」とありますが、他の小学校における同体験学習は実施しないのでしょうか。また、北小学校と合同で実施すれば、さらに子ども世代への環境教育が進むと思います。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。
19	第4章	33	「上智大学里山整備活動参加者数」とありますが、上智大学でも行っているかもしれませんが、東海大学の関連事業でも秦野市が講師等の立場で事業等に介入して、青年世代への環境教育についても、積極的に関わった方が良くと思います。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。
20	第4章	33	森林セラピーの認知度は低いと感じる。 数値目標の達成を期待したい。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。
21	第4章	33 (.34)	森林セラピーについて、セラピーロード（5コース）の活用やセラピーガイドの育成など、事業全体の充実を図りたい。 この取組は、自然の魅力を市内外に発信できるし、環境問題に対する意識の広がりにも寄与するものと認識している。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。
22	第4章	33	全国植樹祭に次いで、全国育樹祭の開催に向けて、国に働きかけを是非してください。また、県の植樹祭や育樹祭もあるので、併せて県に働きかけをしてください。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。
23	第4章	34	指標「水源の森林エリアにおける森林整備(奥山を除く)面積」にて、何故、奥山を除くのでしょうか。 また、目標値に「125ha」とありますが、この数値の良し悪しについて判断ができないので、例えば、水源の森林面積がいくつあるかを示せば、専門知識がない一般市民も、今の表記よりわかりやすいと思います。	E	概ね標高800mを超える奥山は、自然林を再生する区域としており、著しい荒廃化が見受けられた際に整備をすることから、指標の対象から除いています。 また、目標値の捉え方については、いただいた御意見を参考に、P32の図におおよその森林面積を追加します。
24	第4章	34	「水源の森林エリアにおける森林整備(奥山を除く)面積」、「森林セラピー」イベントの参加者数だけでなく、他の具体的取組の数値目標として「自主事業参加者数」や「里地里山ボランティア団体会員数」など、他にも記載した方が良くと思います。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。
25	第4章	35.36	地下水のかん養事業や汚染対策は重要な取組である。 数値目標には、これらの取組が成果となる指標が設定されている	A	指標設定の背景(P37)の文頭に「平成元年(1989年)に発覚した地下水汚染の教訓を生かすため、」の一文を追加します。

			が、指標設定の背景に地下水汚染発覚時の一文を加えたらどうか。全体的に水に関する表現が薄く感じる。		なお、地下水事業の現状とこれまでの取組については、P15にまとめるとともに、より詳細な歴史背景については、地下水総合保全管理計画の中に記載してあります。
26	第4章	37	指標として「監視基準井戸におけるテトラクロロエチレン濃度」とありますが、「テトラクロロエチレン」が良くない化学物質であることはわかりますが、井戸内にあるとどのような危険があるか、注釈を設けるべきだと思います。	E	いただいた御意見を参考に、注釈を追加します。
27	第4章	38ほか	農地の保全再生と活用について、新東名高速道路や国道246号バイパス建設工事に伴う農地面積の減少（縮小）の記述を追加すべきである。	A	第4章第1節(P31)の「課題とこれからの方向性」に、大規模公共工事等による農地の減少とその対応について記述します。
28	第4章	43ほか	アンケートの実施方法について、マンパワーを削減していくという観点からも、市公式LINEを有効活用されたい。	A	アンケート調査方法に「市公式LINEの活用」を追加します。
29	第4章	46	3行目「緑のカーテンの設置（ゴーヤ種の配布…）」とありますが、家庭でゴーヤ種を植えても緑のカーテンになるまで育てるためには、家の大きさ等も必要な要素だと思いますが、配布後にアンケートを行うなどの追跡調査を実施しているのでしょうか。	E	実施しています。
30	第4章	46	4行目「ライトダウン」とありますが、どのような事業なのでしょうか。	E	環境省の呼びかけにより開始（2003年）された地球温暖化防止にかかる取組のことで、ライトアップ施設の消灯を呼び掛け、日常生活の中で温暖化対策を実践する動機付けを与えることを目的としています。 本市では、この取組に賛同し地球温暖化及び省エネルギーに対する意識付けを行うため、市民及び市内事業所に対し参加を呼び掛けています。
31	第4章	46	民間企業などでは1回～3回／月に、定時退社を義務化する制度があります。これは省エネルギーの取り組みと働き方改革の取り組みを兼ねているので、とても効率的だと思います。	E	いただいた御意見を参考に、推進していきます。
32	第4章	46	P45にも記載されていましたが、リモート会議やリモートワークなどのICT活用は環境保全対策でも注目されており、民間企業だけでなく国や県、市単位の地方公共団体でも導入されているので、秦野市も積極的に導入してください。	C	いただいた御意見を参考にいたします。
33	第4章	47	「土砂災害警戒区域（土石流）のエリア内にある文教施設等への土砂災害警報システムの設置、並びに定期的なメンテナンスを行っています。」とあり、4か所の文教施設の実績があります。 ただ、表丹沢野外活動センターまでの市道も、警戒区域に入ってい	C	いただいた御意見を参考にいたします。

			ますので、市内外の住民及び老若男女が利用する表丹沢野外活動センターも、土砂災害警報システムを設置するべきだと思います。		
34	第4章	48	令和4年度に施行予定としている「(仮称)秦野市地球温暖化対策実行計画」について、環境基本計画同様、効果的なPDCAを図られたい。	E	実効的かつ効果的な手法により、進行管理を図っていきます。
35	第4章	50	3.省エネルギー機器等の導入促進について、家庭及び事業所については導入促進として情報提供や啓発までに留まると思いますが、公共施設についてはそこに留まらず、実施まで進めるべきだと思います。そこで、下記の内容にした方が良くと思います。 旧≫ 「公共施設をはじめ、家庭及び事業所への省エネルギー機器等の導入(買い替え、改修含む)について、情報提供や啓発を推進します。」 新≫ 「公共施設をはじめ、家庭及び事業所への省エネルギー機器等の導入(買い替え、改修含む)について、情報提供や啓発を推進し、公共施設については導入に向けて検討します。」	C	いただいた御意見を参考にいたします。
36	第4章	51	2.再生可能エネルギーの普及促進について、1行目「…太陽光発電について、その普及を促進します。」とありますが、秦野市役所ですでに導入実績があれば、そのPRもするべきだと思います。もし、いまだ導入していなければ、まずは秦野市役所が導入をする必要があると思います。また、PRするだけの実績がなければ、太陽光発電に必要な資機材が不足していると思いますので、さらなる資機材の充実を図る必要があると思います。	B	P17にあるように、「再生可能エネルギーに関する基本指針(平成30年度(2018年度)策定)」の中で、実績を紹介しています。
37	第4章	53	3Rの模式図もよいと思いますが、一般市民にとってわかりやすく、さらに可燃ごみの減量を図る必要があれば、5R(Refuse(リフューズ)・Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Repair(リペア)・Recycle(リサイクル))の方が良いと思います。	D	本市としては、3Rの着実な浸透と推進を目的としています。
38	第4章	53～	第3節について、プラスチック製品の取り扱い(レジ袋の有料化や素材の改良など)や過剰包装に対して、行政からの働きかけを検討されたい。	C	いただいた御意見については、担当課において、国や県を通じて要望するとともに、事業系ごみの訪問調査等を通じて働きかけを行っていきます。
39	第4章	53～	不法投棄対策を強化、徹底されたい。	C	いただいた御意見に留意し、推進していきます。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する総合的な取組は、秦野市ごみ処理基本

					計画において、より具体的に進められています。
40	第4章	54	1. 可燃ごみ減量の推進について、3行目「■可燃ごみ量：34,836t」とありますが、下記の内容にした方が良いと思います。 旧≫ 「■可燃ごみ量：34,836t」 新≫ 「■可燃ごみ排出量：34,836t」	A	いただいた御意見のとおり修正します。 なお、記載の数値は、可燃ごみのほか汚泥を含んでいたため「■可燃ごみ排出量：34,790t」に修正します。
41	第4章	54	2. 市民や事業者に対するごみ減量意識の啓発について、4行目「…小学4年生に対し「ごみの話」による啓発を行っています。」とありますが、小学4年生に限らずに、多学年にわたって行った方がより効果的だと思います。	B	環境教育「エコスクール(P21.70)」において、展開しています。
42	第4章	54	3. 適正処理の促進による事業系ごみ減量の推進について、6行目「■展開検査実施回数：11回」・「■多量排出事業者への立入り検査数：12社」とありますが、それよりも、事業系ごみの排出量を記載すべきだと思います。展開検査を実施し、立入り検査を行うことも重要だと思いますが、その前後が特に重要であり、どのくらい事業系ごみが排出されていて、各検査を実施し、その効果が表れて、事業系ごみが減量しなければ大きな意味はないと思います。そこで、ここでは、「1. 可燃ごみ減量の推進」と同様、「事業系ごみ排出量：〇〇〇〇t」として、明示した方がより効果的だと思いますが、何故、「1. 可燃ごみ減量の推進」に倣って記載しないのでしょうか。	A	事業系ごみ減量の取組みの効果の把握及び進行管理のため、「事業系ごみ処理量：8,550t」を追加します。
43	第4章	54	4. 過剰包装やレジ袋削減の推進について、令和元年度のエコバッグの配布数の実績を記載した方が良いと思います。	C	いただいた御意見を参考にいたします。 なお、令和元年度及び2年度の合計配布実績は約1,500個です。
44	第4章	55	4. 生ごみ処理機の普及促進について、3行目「■家庭用生ごみ処理機の補助件数：122件」とありますが、ディスポーザーの購入費の補助件数については、記載しないのでしょうか。 もし、「■家庭用生ごみ処理機の補助件数：122件」に含めていることであれば、下記の内容にした方が良いと思います。 旧≫ 「■家庭用生ごみ処理機の補助件数：122件」 新≫ 「■家庭用生ごみ処理機等の補助件数：122件」	B	ディスポーザーも生ごみ処理機のひとつと捉えており、台数に含んでいます。
45	第4章	57	達成を目指す指標として、「市民一人1日当たりのごみの排出量（資源物を除く）」のみですが、P53に、「「草木類の資源化」、「分別の徹底」、「生ごみの減量」、「事業系ごみの減量」を4つ	C	いただいた御意見を参考にいたします。 なお、定量的な実績値が伴う具体的取組については、毎年、環境報告書(P9ほか)にて公表しています。ごみの減量については、令和3年度中に改定予

			<p>の柱に据え…」と記載しているので、少なくともこの4つに関連する指標は必要だと思います。</p> <p>「市民一人1日当たりのごみの排出量（資源物を除く）」で、草木類の資源化・分別の徹底・生ごみの減量における指標として成立しているため、「事業系ごみの減量」の達成を目指す指標を設けるべきです。この指標がないと、市民一人1日当たりのごみの排出量を達成しても、ごみの総排出量が下がらないようなことが起きるかもしれません。</p>		<p>定の秦野市ごみ処理基本計画において、体系的に記載していきます</p>
46	第4章	60	<p>3.湧水・震生湖とのふれあい空間づくりの創出について、「年間を通じて多くの観光客が訪れる震生湖で、良好な景観の創出に向けた整備を行っています。」のみの内容なので、令和元年度にどのような整備を行ったかを記載するべきだと思います。</p>	A	<p>いただいた御意見を参考に、本文中に整備内容を記載します。</p>
47	第4章	63	<p>達成を目指す指標として「公園美化ボランティア（里親制度）団体数」のみですが、無電柱化及び電線類の地中化の実施数など、他にも数値目標として指標できると思います。</p>	D	<p>数値目標については、基本施策を包括的に実現する指標として設定しています。</p> <p>なお、定量的な実績値が伴う具体的取組については、毎年、環境報告書(P9ほか)にて公表しており、御意見にある指標設定も網羅しています。</p>
48	第4章	64	<p>第4節：ポイ捨てごみ及び不法投棄対策について、取組が不十分であると感じる。</p> <p>また、数値目標（不法投棄の通報件数）も現状値を半減させるといったものを掲げるべきではないか。</p>	C	<p>いただいた御意見に留意し、推進していきます。</p> <p>数値目標については、計画初年度の経過を観察した中で柔軟に見直していきます。</p>
49	第4章	66	<p>3. 公用車への低公害車導入の推進【再掲2-1-1-4】について、3行目「■導入台数：九都県市指定低公害車10台」とありますが、具体的な車種名を記載した方が計画閲覧者にとって、わかりやすいと思いますが、行政文書のルールとして記載できないのでしょうか。</p>	E	<p>取組自体を普及・啓発の効果として捉えていますので、具体的な車種名の公表は不要と考えています。</p>
50	第4章	66	<p>6. ゴルフ場での農薬使用量の把握及び減量化等の指導について、何故、ゴルフ場に限定しているのでしょうか。</p>	E	<p>市内に5つあるゴルフ場は、水生生物が数多く生息する上流部や水源に隣接しており、ゴルフ場で使用される農薬が同地の水質に悪影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>そのため、ゴルフ場と環境保全協定を締結し、農薬の使用量を把握するとともに、減量や使用管理体制について指導しています。</p>
51	第4章	67	<p>4. 悪臭対策の推進及び改善指導の実施について、「悪臭防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、対象事業所を指導するとともに、発生した苦情に対し改善指導を行っています。</p>	A	<p>公害に関する相談については、総務省等でも「公害苦情相談」と表現しています。</p> <p>誤解を与え兼ねない表現であったため、いただいた御意見を参考に「苦情相</p>

			<p>■苦情処理件数：13件」とありますが、悪臭について意見した市民にとって、この本内容で「苦情」と記載されるのは、不愉快な気持ちになる人がいるかもしれません。</p> <p>また、「…発生した苦情に対し改善指導を行っています。」の文内容では、発生した苦情者に改善指導をすると読み取れてしまいます。ここでは、発生した苦情を解決するために、改善指導を行うということだと思います。</p> <p>そこで、下記の内容にした方が良いと思います。</p> <p>旧≫ 「悪臭防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、対象事業所を指導するとともに、発生した苦情に対し改善指導を行っています。■苦情処理件数：13件」</p> <p>新≫ 「悪臭防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、対象事業所を指導するとともに、いただいた意見をもとに改善指導を行い、問題解決を図っています。</p> <p>■改善指導件数：13件」</p>		<p>談」に修正します。</p>
52	第4章	68	<p>達成を目指す指標として「河川的环境基準適合率」のみですが、苦情件数やページ下の郵送アンケート結果に基づいた事項など、他にも数値目標として指標設定できると思います。</p>	D	<p>数値目標については、基本施策を包括的に実現する指標として設定しています。</p> <p>なお、定量的な実績値が伴う具体的取組については、毎年、環境報告書(P9ほか)にて公表しており、御意見にある指標設定も網羅しています。</p>
53	第4章	70	<p>具体的取組：「エコスクール」や「はだのっ子アワード」等、環境教育の現場においてICTを有効活用されたい。</p>	C	<p>いただいた御意見に留意し、コスト面及びタブレット端末等のICT機器を活用できる人材の育成も併せて検討していきます。</p> <p>なお、「エコスクール」では、一部の学校においてタブレット端末を使用した講座の実績があります。</p>
54	第4章	70	<p>1.実践的な環境教育・学習の場の創出について、3行目「■77回」とありますが、「2.実践活動や講師等として派遣できる人材の育成・活用」の3行目には「■全8回」となっています。</p> <p>この「全」が付いているか否かで意味が変わるのでしょうか。</p>	E	<p>後者については、実施回数ではなく、「規定の講座数」を記載しています。</p> <p>わかりにくい表現であったため、「■全8回コース」に修正するとともに、講座のテーマや受講者数の実績も追加します。</p>
55	第4章	72	<p>指標として「エコスクールのうち、企業編に参画する団体数」として、目標値が9団体としていますが、令和元年度から7年度までの7年間で3団体の増加数は、目標して少ないと思います。</p>	E	<p>いただいた御意見を参考に、推進していきます。</p> <p>なお、数値の設定については、過去の実績に基づくものですが、計画初年度の経過の中で柔軟に見直していきます。</p>
56	全体を通して	—	<p>地球温暖化の影響による人々の暮らしの変化を記載したら、より変化を実感し、行動に移せるのではないかと。</p>	C	<p>地球温暖化の現状は、序章(P2)、第2章(P12・17)に記載しています。</p> <p>より具体的な現状把握や取組等は、令和4年度に施行予定の「(仮称)秦野市地</p>

					球温暖化対策実行計画」において示していきます。
57	全体を通して	—	本市は、自然豊かな環境を有しているがゆえの責務は大きいと感じている。よって、地域循環共生圏の構築しかり、本市の環境を守るといった意識を育み、その成果を市内外に向けて積極的に発信されたい。(この姿勢は、補助金の獲得にも寄与すると考える。)	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。 なお、情報の発信については、第4章(P73・74)において強化していくこととしています。
58	全体を通して	—	地域資源を有効活用して、財源を生むような取組に繋がりたい。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。
59	全体を通して	—	SDGs に対する表現、姿勢が薄い。	A	SDGs に対する表現、姿勢については、新たに意識すること、改めて再認識することの2通りの考え方が存在しており、本計画においては、後者の姿勢に重きを置き、これまでの取組を着実に推進していくことが、自ずとSDGsの理念を具現化していくものと捉えています。 その中で、今回、重点戦略に位置づけました取組である「①地域循環共生圏の構築」及び「②気候変動への適応」は、①が日本発の脱炭素化・SDGs 構想、②がゴール13「気候変動に具体的な対策を」そのものであり、考え方や推進体制はSDGs との協調が基盤となっているため、P27の重点戦略には、その文言を追加します。 なお、全庁的な方向性として、計画書巻末あるいは資料編において、基本施策等との関連性をまとめた一覧表を添付することとしています。
60	全体を通して	—	環境問題は、一人ひとりの意識や行動による部分が大きいので、普及・啓発や教育を充実されたい。	E	いただいた御意見に留意し、推進していきます。

※このほかに、「字句の訂正や文言の整理等」に対する御意見・提案等(31件)については、適宜、参考とさせていただきます。